

デジタルアーカイブのための長期保存・長期利用保証ガイドライン(素案)について

構成員(機関)へのヒアリング(第一次・第二次)及び実務者検討委員会での議論を踏まえ、長期保存・長期利用保証ガイドラインの素案を作成した。

1 ガイドラインの目的

アーカイブ機関によるデジタルデータの長期保存・長期利用保証の取組に資するため、ガイドラインを作成する。主な利用者層はデジタルアーカイブの実務担当者向けとする。小規模なアーカイブ機関からつなぎ役まで、デジタルアーカイブの構築・運用の各段階で参照することができるよう、レベルに応じた指針を示すこととする。

また、ガイドラインに示された事項の達成状況を自己評価できるよう、「デジタルアーカイブアセスメントツール」の該当部分についても併せて修正する。

【構成案】

はじめに(長期保存・長期利用保証の目的)

- 1 デジタルデータ管理の基本的考え方
- 2 デジタルデータの保存方針・計画策定
- 3 デジタルデータ管理
- 4 デジタルデータ保存
- 5 メタデータ管理(識別子含む)
- 6 アクセス保証の仕組み
- 7 デジタルデータ移行性の担保
- 8 安定稼働できるシステム
- 9 その他(人材育成・セキュリティ等)

2 今後のスケジュール

令和元年 12 月	第 9 回本委員会でガイドライン(素案)の検討(※本日) メールによる意見募集(～令和 2 年 1 月頃)
令和 2 年 2 月頃	メールによる意見取りまとめ結果の提示
3 月頃	第 10 回本委員会でガイドライン(案)及び「デジタルアーカイブアセスメントツール」修正版(案)の検討
4 月頃	ガイドライン及び「デジタルアーカイブアセスメントツール」修正版の公開